

議案第 37 号

財産の取得について

寒川町営プールの用に供するため、次のとおり財産を取得する。

- 1 取得する財産 建物ほか 別紙取得財産一覧表のとおり
- 2 取得金額 482,078,929 円
- 3 契約の相手方 横浜市中区日本大通 1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹男

令和 3 年 6 月 21 日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

寒川町営プールの用に供する財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

別紙 取得財産一覧表

No	区分及び名称		所在地	規模・構造等	数量
1	建物	管理棟	高座郡寒川町宮山4007番地	延べ床面積 745.09㎡ 構造規模 鉄筋コンクリート造(地下1階、地上1階建)	1
		器具庫		延べ床面積 64.89㎡ 構造規模 鉄骨造(地上1階建)	1
2	工作物	25メートルプール		FRP製7コース 25m×15m	1
		幼児プール		FRP製変形プール スライダー付	1
		囲障門扉		フェンス総延長 234.8m	1
				アコーディオン式門扉	2
		構内舗装		人工芝 1,041㎡、防 滑性ビニル床シート 1,801㎡等	一式
	機械及び装置	プール濾過機器	2		

寒川町営プール売買代金算出表

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
建築設備工事費	394,517,428	
建築工事	292,552,428	
電気設備工事	34,446,000	
衛生空調設備工事	67,519,000	
設計費	28,237,000	
施工監理費	8,179,000	
調査及び委託費	2,981,000	
工事費計 A	433,914,428	
事務費 B	4,339,144	工事費計 A × 1%
売買代金(税抜) C(A+B)	438,253,572	
消費税 D	43,825,357	
売買代金(延納代金)計 E(C+D)	482,078,929	

寒川町営プール売買代金償還計画表

延納条件

年 利 率 0.15%(財政融資資金貸付金利 0.3%の1/2を採用)

償 還 年 数 20年(うち元金据え置き半年)

償 還 方 法 半年賦元利均等払償還方式

項 目	金 額	備 考
売買代金 (ア)	482,078,929	
延納利息 (イ)	6,767,762	20年間の延納利息
償還総額 (ア+イ)	488,846,691	令和22年度終了

寒川町営プール売買契約書（案）

神奈川県公営企業管理者企業庁長 長谷川 幹男（以下「甲」という。）と寒川町長 木村 俊雄（以下「乙」という。）とは、令和2年3月27日付「寒川町営プールの整備に関する協定書」第7条の規定に基づき、プール施設の売買について、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 甲は、次のプール施設（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所 在 神奈川県高座郡寒川町宮山 4007 番地

施設概要 管理棟（延床面積 745.09 m²）、器具庫棟（延床面積 64.89 m²）、
25mプール、幼児プール、囲障門扉、
プールろ過設備ほか一式

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 482,078,929 円（うち消費税及び地方消費税相当額金 43,825,357 円）とする。

（契約保証金）

第3条 甲は、乙に対し契約保証金を免除する。

（延納の特約）

第4条 甲乙両者は、第2条で定める売買代金の全額（以下「延納代金」という。）について、次条の定めるところにより延納を特約する。

（延納代金の支払方法等）

第5条 延納代金の償還期間は、令和3年度から令和22年度までの20年間とし、延納代金に係る利息（以下「延納利息」という。）の利率は、年0.15%とする。

2 延納代金の支払方法は、半年賦元利均等償還方式（償還期日は、毎年12月22日、6月22日とする。）で、契約初年度の半年間は元金を据え置くこととし、各償還期日に乙の支払うべき延納代金、消費税等相当額及び延納利息の償還金額は、別表に定めるとおりとする。

3 乙は、償還期日ごとに、甲の発行する納入通知書により償還金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、あらかじめ甲の承認を得たときは、別表に定める延納代金及び消費税等相当額の残額の全部を繰り上げて支払うことができる。

（延滞金）

第6条 乙は、前条に定める償還金額を償還期日に支払わない場合は、その期日の翌日

から納入の日までの日数につき、支払うべき金額に対し年利 2.5% を乗じて計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、甲の発行する納入通知書の遅延等、甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

(所有権の移転等)

第 7 条 売買物件の所有権は、甲が乙に当該物件及びその関係図書を引き渡したと同時に乙に移転するものとする。

2 当該物件の引渡しは、甲が作成する引継書に、関係図書を添えて令和 3 年 6 月 23 日に行うものとする。

(契約不適合責任)

第 8 条 乙は、引き渡されたプール施設に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、修補等の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課するものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項本文の追完の請求は、プール施設の工事に係る甲が実施する完成検査合格年月日より、器具庫棟の建築工事については 2 年、その他の工事（器具庫棟の建築工事以外の工事、電気工事及び衛生・空調工事）については 1 年を期限とする期間に限りすることができる。

(用途指定等)

第 9 条 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から 20 年間は、当該物件を町営プールとして使用しなければならない。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けた日から 20 年間は、当該物件の所有権の移転をしてはならない。

(延納特約の解除)

第 10 条 甲は、乙が前条に定める業務を履行しないときは、第 4 条に規定する延納の特約を解除することができる。

2 前項の規定により延納の特約が解除された場合、乙は、第 2 条に定める売買代金の残額を繰り上げて償還するものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲は、乙が本契約に定める業務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

(実地調査等)

第 12 条 甲は、第 5 条第 2 項に定める債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し又は、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(信義則)

第 13 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して解決を図るものとする。

この契約の締結を証するためこの契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1
神奈川県公営企業管理者
企業庁長 長谷川 幹男

乙 神奈川県高座郡寒川町宮山 165
寒川町長 木村 俊雄

別表

(単位:円)

年 度	回数	延納代金		延納利息	計
		本体価格	消費税及び地方消費税 に相当する額		
令和3	1	0	0	328,690	328,690
4	2	11,373,748	1,137,375	328,690	12,839,813
	3	11,382,279	1,138,228	320,159	12,840,666
5	4	11,390,815	1,139,082	311,623	12,841,520
	5	11,399,358	1,139,936	303,080	12,842,374
6	6	11,407,908	1,140,791	294,530	12,843,229
	7	11,416,464	1,141,646	285,974	12,844,084
7	8	11,425,026	1,142,503	277,412	12,844,941
	9	11,433,595	1,143,360	268,843	12,845,798
8	10	11,442,170	1,144,217	260,268	12,846,655
	11	11,450,752	1,145,075	251,686	12,847,513
9	12	11,459,340	1,145,934	243,098	12,848,372
	13	11,467,934	1,146,793	234,504	12,849,231
10	14	11,476,535	1,147,653	225,903	12,850,091
	15	11,485,143	1,148,514	217,295	12,850,952
11	16	11,493,757	1,149,376	208,681	12,851,814
	17	11,502,377	1,150,238	200,061	12,852,676
12	18	11,511,004	1,151,100	191,434	12,853,538
	19	11,519,637	1,151,963	182,801	12,854,401
13	20	11,528,277	1,152,828	174,161	12,855,266
	21	11,536,923	1,153,692	165,515	12,856,130
14	22	11,545,576	1,154,557	156,862	12,856,995
	23	11,554,235	1,155,424	148,203	12,857,862
15	24	11,562,900	1,156,290	139,538	12,858,728
	25	11,571,573	1,157,157	130,865	12,859,595
16	26	11,580,251	1,158,024	122,187	12,860,462
	27	11,588,937	1,158,894	113,501	12,861,332
17	28	11,597,628	1,159,763	104,810	12,862,201
	29	11,606,326	1,160,633	96,112	12,863,071
18	30	11,615,031	1,161,503	87,407	12,863,941
	31	11,623,742	1,162,374	78,696	12,864,812
19	32	11,632,460	1,163,246	69,978	12,865,684
	33	11,641,185	1,164,119	61,253	12,866,557
20	34	11,649,915	1,164,992	52,523	12,867,430
	35	11,658,654	1,165,865	43,784	12,868,303
21	36	11,667,397	1,166,739	35,041	12,869,177
	37	11,676,147	1,167,615	26,291	12,870,053
22	38	11,684,905	1,168,491	17,533	12,870,929
	39	11,693,668	1,169,367	8,770	12,871,805
計		438,253,572	43,825,357	6,767,762	488,846,691